

# 近世山間地域における環境利用と村落

信濃国秋山の生活世界から

白水智

Use of the Environment and Villages in Mountainous Regions during the Early Modern Period

はじめに

- ① 頑愚な百姓たち
- ② 秋山の生業と生活
- ③ 「生活文化体系」の視点から
- ④ 根幹的志向としての「自律」  
おわりに

## 【論文要旨】

日本史分野では、個々の村落の環境や生業・生活への十分な目配りを経ないままに、村落一般を指して「農村」と呼び習わす傾向がある。しかし、こうした安易な村落類型の呼称は、与えられた環境を生かす多様な技能・知識を磨き、生活を成り立たせてきた在地の生活や社会の特性を覆い隠してしまう点で大きな問題がある。

本稿では、信濃国の山村秋山を対象に、平地に住む名主と山地住民との間に生じた生活認識に関する齟齬を、「生活文化体系」という視座から捉え直してみた。これは、衣食住を始め生業や信仰等に関わるある地域の諸事象を、当該地域で生きるための総合的な生活知・技能の体系と見る考え方であり、各村落の特性を追究する際には有効な視点といえる。本稿では秋山の生業面を主に追究し、産業的大規模なものより、日常的小規模かつ恒久的な環境利用を住民が望んでいることを明らかにした。

また、名主からの救済を、時により受け入れたり拒否したりする秋山住民のあり方

について、その背後に基本的観念としての「自律」意識が横たわっていることを指摘した。そして、この意識が、山地なりの「生活文化体系」になじまない名主の救済案を拒否させる大きな要因であると考えた。従来村落の行動原理を理解するにあたって、「自立」と「自律」とが混同されてきたが、この点を明確に区別することによって、前近代における「自力救済」の世界も理解しやすくなるように思う。

## はじめに

村落一般を指して「農村」と呼ぶことが、従前、何の疑いもなく行われてきた。例外として海辺の村落を「漁村」、山地にある村落を「山村」と呼ぶこともあったが、総体として日本の村落を称する場合には、広く「農村」と呼ぶのが普通であった。一方、こうした村落呼称と対応して、そこに住む住民の呼び方も「農民」、あるいは「漁民」のように村落の頭につく生業語彙を冠して表現されてきたが、やはり広く一般に村落の住民を指して総称するときには「農民」とするのが普通であった。

近年では網野善彦による「百姓≡農民ではない」との指摘もあり、歴史学の世界では、次第に在地の一般住民を指して無条件に「農民」と呼ぶことは減ってきているように思われるが、村落に関しては未だに「農村」の語が頻繁に使用されている。その背景には、漁村や山村も含め、日本の村落は多かれ少なかれ農業を営んできているのだから、基本的に「農村」といつて誤りではないのだ、という俗的な言説の強固に存在していることが挙げられるかもしれない。

歴史研究自体は時代とともに細分化・厳密化してきたが、村落内部の生業や生活の実態については、掘り下げて論じられることが少ない。その原因の一端は、「農村」ばかりでなく「漁村」も含めた村落生業を安易に一元化して捉える村落類型化の用語にあるのではないだろうか。もとより内実を十分に吟味しないで使用される「農村」「漁村」の語は、たいへん曖昧な概念にすぎない。村落住民の何割が農業を営んでいれば、あるいは収入の何割を農業に依存していれば「農村」なのかといった指標はなく、仮に設けたところで歴史学ではそこまでの追究は困難である。また、「農村」とは言っても、「農」の中身が稲作なのか畑作なのか、畑作といっても常島作なのか焼畑なのかによって村落の中身には大きな差

異がある。あるいは海辺の村落を「漁村」と呼ぶことも多いが、それは製塩を主産業とし、僅かな漁業で生計を立てる村落はどのように呼ぶべきか。町場というほどではないが小舟での地回り商売を主にしている海付の村落はいかに呼んだらいいか等々、村落類型を実態に合わせて厳密化しようとするれば、その作業は隘路に陥ってしまう。

近代以前、村落住民の仕事が現代生活のように各家ごとに単種ではなく、多職の形が一般的であったとの指摘を踏まえれば、村落全体の性格を「農村」や「漁村」の一語で済ませることが、村落の持つ多様な生業構造や生活の諸側面を見えにくくさせていることは明らかであろう。個々の村落は、立地や自然環境に左右される面を多分に有しており、例えばそれによって規定された生業のあり方が村落内の身分構造や労働組織の構造に反映されることは充分想定できるし、信仰や世界観などの内面に影響を及ぼすことも考えられる。この点で見ると、村落類型の安易な一元化は、村落研究の根幹に関わる非常に大きな欠陥といって過言ではない。

こうした中、山地に立地する村落を「山村」と呼び習わしてきたことは興味深い。なぜなら、それが「農」「漁」などの生業名を冠さず、「山」という立地環境を付した呼び名だからである。山村の大半は突き詰めれば「奥まった農村」にすぎないとする見解もあるが、要するに山地の村落は、一つの生業を冠することでは表せない多様な性格を有していたのである。それは従来の村落類型呼称の不整合を体現した一面を持っている。しかし同時に、この不整合は、山地村落の内実を追究していくことで、従来安易に行われてきた村落の類型呼称を見直すための可能性を示唆しているようにも思われる。民俗学や地理学の分野では、「山村」は村落類型の一つとして独立した範疇で捉えられているが、歴史学の中ではほとんどそのような意識化はされてきていない。生業・生活の全体像と周囲を取り巻く環境を視野に入れ、村落の内実を追究しようとする歴

史学的試みの象徴として、「山村」は有意な対象と見ることができる。<sup>(7)</sup>

本稿では、村落と地域環境の関係を考える一つの手掛かりとして、中部地方の山間地域を取り上げ、住民の環境への接し方と接する際の志向を明らかにしていきたい。それによって、「農村」に一元化されるような捉え方では理解できない山地住民の論理を解き明かしていきたいと思う。そしてその作業を通して、村落の性格づけを見極める際の視座を提示し、同時に、前近代村落の動向にある種の普遍性をもつ可能性のある基幹的思考についても併せて触れてみたい。

### ① 頑愚な百姓たち

長野県の北部、新潟県にまたがる山中に、通称秋山郷という「秘境」山村がある。現在では道路も改良されて「秘境」とは呼びにくくなっているが、かつては山道を越えていく山奥の秘境であった。

ここ秋山は、千曲川の支流中津川に沿った山深い一帯を指し、信濃・越後両国にまたがって広がっていた。このうち信濃側、つまりより上流部にあたる地域を通称「信濃秋山」と呼んでいる。江戸時代、信濃秋山は、大秋山・矢櫃・小赤沢・屋敷・上野原・和山の六つの集落からなっていたが、直線距離にして一五キロメートルほど離れた箕作村の一部とされ、自立した村々としては扱われていなかった。<sup>(8)</sup>（本稿で秋山の集落を「村」と表記しない理由はこの点にある）。本村にあたる箕作村は、千曲川に沿った平地部にあり、近隣の一一（秋山は除く）の集落を枝郷

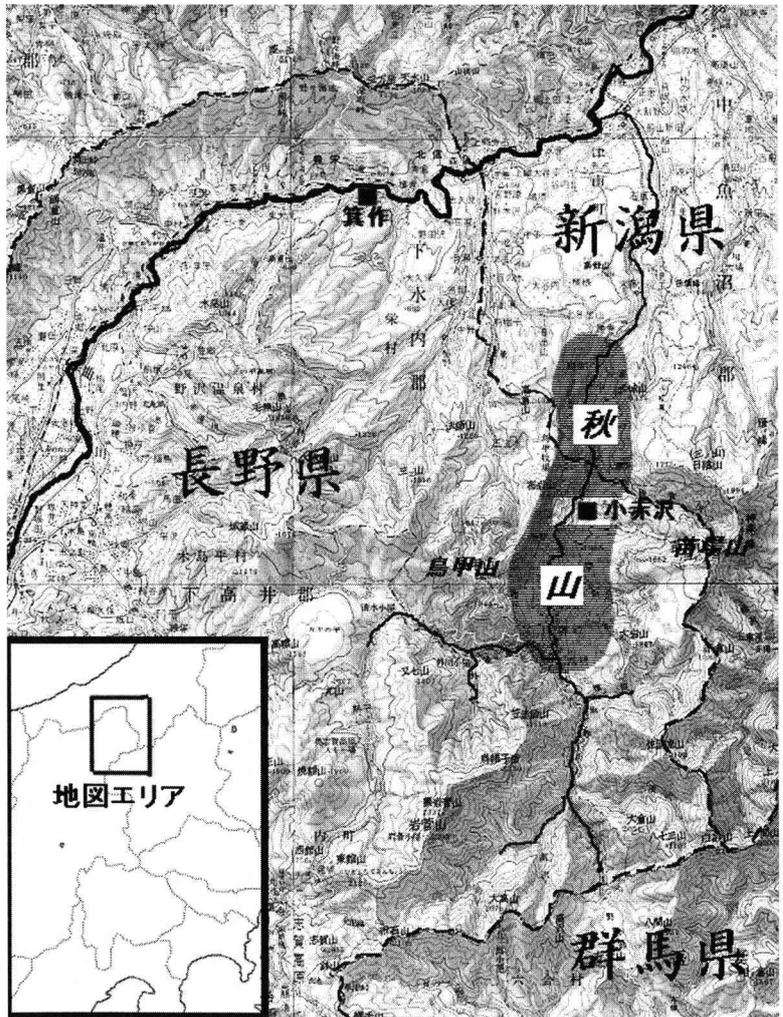


図1 秋山周辺図

として抱えた、村高二七四石余（元禄郷帳による。天保郷帳では五六七石余）の村である。つまり、箕作村は、はるかに離れた奥山地域までも領域に含む広大な村だったわけである。<sup>(9)</sup>

箕作村の名主島田三左衛門は、文政八年（一八二五）、生活の困窮に喘ぐ秋山を救うべく、代官に一通の上申書を認めた（島田汎家文書五二七。以下島田五二七のように略す。文書番号は栄村教育委員会編『島田氏古文書目録』（一九八二年）による。なお、同文書は『栄村史 堺編』八八一〜八八六頁にも翻刻されている）。そこには、秋山救済基金の趣旨で集めた資金を領主から下してもらい、それを運用して恒久的な援助

金に使うという具体的なプランが描かれていた。長文にわたる上申書の前半は、秋山の衣食住から生業・信仰に至るまでの詳細なレポートで、これに基づいて後半で救済計画を提案しているのである。

ところが一方で三左衛門は、そのレポートの中で、たびたび住民たちの頑固さや不合理さを指摘し、「頑愚」「偏屈」などと表現している。例えば次のような具合である。

不飢不寒者事足候志故、稼之励も無之、九月より翌四月迄者火三当り居、少宛之稼致し居、其日を送而巳、至而頑愚ニ御座候、

当面飢えたり寒さに震えるようなことがなければ熱心には働こうとしないという。また、奉公に出るよういくら勧めても承知しない、とも述べる。そして、文字を知らず、禽獣と群れを同じくするような生活を送り、神仏を信仰する礼法も何を手本としたものかわからぬもので、世間から見ると「異風偏屈」ぶりは笑いに堪えず、という。

さらに、秋山と同じ中津川の谷中にある近隣の越後国結東村に対して、代官から破格の条件で「奥州之手余地」への移住が持ちかけられたにも拘わらず、同村の者たちがたいへん驚いて、誰一人としてこれに応じなかつた話を引用し、秋山の者たちもその移住話に恐れをなしていたくらいであるから、自らが山奥を離れて移住するなどということは受け入れないに違いないと述べている。このとき結東村に提示されたのは、「艱難之山家住居御憐ミ」のため、幕府から資金と家屋を下し、さらに生活が安定するまでは年貢も免除しようという、たいへんに優遇された条件であった。三左衛門は、このような提案をされた結東村を羨み、より山奥に位置する秋山への援助を必要としながらも、彼らがその「頑愚」さゆえに、生活を変えるつもりのないことを嘆いているのである。

本文書の前半部で詳細に説明される秋山の生活は、貧困と後進の極みともいえるもので、哀れを誘うほどである。もちろん「異風」な土地柄への支援を代官に要請する文書であるから、ある程度の誇張や文飾は

ありうるが、それでも三左衛門自身が秋山の生活を非常に悲惨なものとして見ていたことはたしかである。

三左衛門の言によれば、祖父の代から秋山の衰微を深く憂慮し、生活改善のためにさまざまな方策を試み、実際に行ってきた。秋山の山中に温泉が出ていることを知り、「山奥江人を集候者温泉ニ不如」と、湯小屋を建て、湯守を置いてこの地の振興を図ったのもその一策である。湯治人にとっても、繁華の地と異なり余計な出費をせずに済むし、秋山にとっても種々の利益になる。湯治客に山菜を売れるし、人が来れば糞養も多くなり、耕作の実りもよくなる。客の荷物運びなどで駄賃を稼ぐことができ、地元の産物を売り込むこともできる、との目論見であった。結局この目算は外れ、湯治客を呼び込むことには失敗してしまいが、それでも歴代の三左衛門が私費を投じ、秋山の生活を改善するために働いたことは確かである。

それにしても、なぜ秋山の者たちはかくも「頑愚」なのだろうか。そこまで困窮した生活を送るのであれば、平地に下りて生活した方がはるかに安定するはずではないか。三左衛門の勧める奉公も、手立てはいくらでもあるはずである。三左衛門は、「秋山村を田畑有之場広之所江転宅為致候ハ、世人並之百姓ニ茂可相成」と平地への移住ができればよいのだがと考え、「米穀を食候ハ、里地同様人勢盛ニ相成」と米の食べられる生活を実現できるようにと、様々に心を砕いている。にもかかわらず秋山住人は、「不便で貧困」な山中に住み続けようとし、生活を改善しようという意欲は見られない。本稿は、まずこの「頑愚」の背景にあるものを探っていくことから始めたいと思う。

## ② 秋山の生業と生活

### (1) 秋山の山地利用事業

山地の生業といえば林業がまず連想されるように、山では林産資源の占める比重が大きい。青森ヒバ・秋田スギ・木曾ヒノキなどの銘柄で著名な美林はもとより、飛騨・紀伊、それに四国や九州の山岳地帯は林業が盛んで、多量の材木や割板を生産していたことで知られる。これらの諸地域では、山持ちの有力者が存在し、都市の材木問屋と組んで多量の材木を生産していたり、領主の主導で板木を貢納品とする仕組みができてあがっているなど、恒常的に、あるいは大量に林産物を生み出すシステムがつけられることが多かった。

秋山でも宝永・文化年間に江戸の材木問屋が入り、伐採を計画していたようである。宝永五年(一七〇八)には紀伊国屋善八なる者が秋山の「売木杣取」を願い出ており(島田一三九六)、翌年にはそれと関連する可能性のある江戸の大坂屋高見嘉右衛門が事業に参入してきている(島田一〇四七)。

この他にも、文化一四年(一八一七)には、秋山のかなり奥地の山で江戸日本橋本材木町の境屋儀八が何らかの事業を行っていたようである(島田一三四)。また、幕末の元治元年(一八六四)には、名主三左衛門の許を越後国見付村の者が訪れ、秋山の太木を伐り出して売木したいと申し出てきている(島田六一四)。

すべてが実現に至ったわけではないが、江戸などの材木問屋が入って事業が始まれば、相当の大金が動き、山中に大きな活気が溢れたと考えられる。実際、宝永六年の事業に際しては、「秋山村中助成金」として年に四百両もの金子を五ヶ年にわたって支払うとの取り決めもなされて

いる。この「助成金」の内訳を語る史料はなく、いかなる形で支払われたのかは知りたい。しかし、実際に伐採が始まれば、現場への道案内や荷運び、また伐採や運材に関わる人夫として当然秋山の住民は加わることになるから、それなりの稼ぎになったことは確かであろう。

また、林業と並んで鉦山業も山地では重要な産業となった。秋山では、青山大膳亮領時代、正徳二年(一七一四)六月頃に役人による見分が行われ(福原国吉家文書A—①—34—2)、翌年五月頃から銅山の採掘が始まり(島田一二五九—三〇)、かなり大規模に採掘が行われたようである。実際の事業を行ったのは、京都の奈良清兵衛という者で、複数の手代を送り込み、盛んに銅鉦石の採掘をしていた。必要な資金をはじめ、現場で使う多量の資材に至るまで、主に箕作村の三左衛門を通して調達され、多くの掘り子が動員されて採掘にあたった<sup>(10)</sup>。

しかし、享保三年(一七一八)になると銅山は閉山となる(島田一五八〇)。奈良清兵衛は、借金のカタとして、採掘した銅や諸道具を三左衛門に預け、撤退する(島田一二四四)。鉦山採掘は、山地で行われる産業の中では例外的に資源収奪型のものであり、目的の鉦石を掘り尽くしてしまえば、その時点で事業は中止される。もっとも、秋山の銅山の場合、領主青山氏が転封となり、これ以後天領となったことが採掘停止の大きな要因であったかもしれない。いずれにせよ、銅山は足かけ六年の稼行で終わった。

ただ、この事業の中では、秋山住民の果たした役割は決して小さくない。銅山の人足にはまず秋山の者を優先して使うように、との命令が小奉行から出されている(島田一二五九—二八)、確かに資材の荷揚げや銅鉦石の搬出に関わる人足として、あるいは伝令として、秋山の者たちが盛んに動員されていたことが、諸史料から知られる(島田一二六〇など)。人足の動員で地元の人に迷惑をかけないように配慮を求めたり、人足賃金について協議したいと述べている、現場責任者から三左衛門宛

の書状も残されており（島田一二五九―七）、秋山には銅山稼行に関連した収入がかなり流れこんだことが推測される。その意味では、銅山が開かれたことも、山間地の住民にとっては何らかのメリットをもたらしたものだといえる。

長期にわたって存続した著名な林業地帯や鉾山の場合、その産業は平地からの富を呼び込む大きな手立てとなる。鉾物資源はその分布に偏りがあるので必ずしも山村の主要産業として一般化はできないが、林産資源は山地に普遍的に存在するため、山村の産業といえば林業、と理解されることが多い。租税の体系として樽木を貢納する仕組みの作り上げられた信濃国南部の地域や、材木生産で知られた木曾地方をはじめとして、その他各地に林業で知られた山間地域は多数ある。歴史学分野からの従来の山村研究は、これら山地「産業」としての林業を多く対象にしてきた傾向があるが、確かに林業は取り引き金額も大きく、山村を支える重要な産業であったことは間違いない。

## （2）秋山住民の日常的生業

右に見たように、豊富な山地資源を求めて、平地からは様々な形でのアプローチがなされていた。中には、詐欺的な形で資源を調達しようとする場合もあり、名主の三左衛門が代官所へ訴え出てそれを何とか阻止しようとしたこともあった（島田六一四）。しかしそのような例外的事例は別として、一般的に大きな伐採・採掘事業が始まれば、秋山の住民には何らかの稼ぎの場が与えられ、生活の助けとなったことは間違いない。

だが、長期的な視点から山地での生活を考えた場合、果たしてこれまで見たような平地資本による産業としての林業や鉾山業は、主要な位置を占めるものであろうか。確かに年間四百両の「助成金」のように多額な金銭の流入は大きな意味をもったと考えられるが、あくまで山の中で

生きる住民にとって、それは自らを包摂する山地という環境とは切り離された要素でしかない。人足として、あるいは人夫としての賃労働とは異なる部分で、秋山の人々はどのような山を利用し、生きていたのだろうか。それを考えないことは、山地生活の内実は理解できないはずである。

もちろん時代によ

る生業の変遷は考慮に入れなくてはならないが、全体として見れば、秋山住民の日常的生業は、ごく小規模で恒常的な「家業」的仕事から成り立っていたことが知られる。まず林産資源に関わる生業から見ていきたい。

「板木生産」 享保期に入り、秋山住民は境を接する越後領の百姓たちと山の利用をめぐる争いを始めた。その訴状の一部に次のような記述がある（島田一〇七五）。

一、秋山江道筋往古より越後之内通り申候、向後者秋山より御百姓家業ニ伐出シ申候板木等も道ニ而わり捨可申と風聞御座候

秋山は千曲川の支流中津川の上流に位置するが、途中で川を横断する形で越後国との国境が引かれているため、下流方向へ下るためには越後領

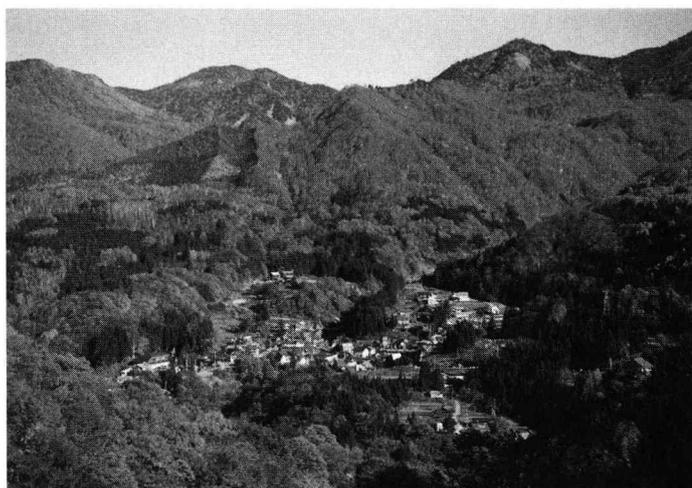


写真1 小赤沢集落全景

を通らなければならなかった。紛争の中で、越後側は、その通路を塞ぐ  
 挙に出るといのである。ここで秋山の者たちが、家業で伐り出す板木  
 を運ぶために、平地へのこの通路を利用しているところは興味を  
 惹かれる。険峻な山道であるから、おそらく運ぶのは人の背に負える程  
 度の板材であろう。元文四年（一七三九）の「高井郡箕作村差出帳」に  
 も、

一、杣取之儀、当村之内秋山と申枝郷至極深山土地狭ク御座候故、

従先年杣取少つ、仕、割板・山折敷等越後筋へ相払渡世送り来

申候、

とあり（島田四四三）、やはり小規模な板材生産を行い、それを越後方  
 面に出していたことが確かめられる。文政期に当地を旅し、詳細なス  
 ケッチと文章でその生活を書き留めた文人鈴木牧之の「秋山記行」も、  
 大赤沢藤左衛門家での応対を次のように記している（東洋文庫版『秋山  
 記行・夜職草』四九頁。以下同書よりの引用は頁数のみ記す）。

門先より家の前後に、幅式尺四五寸位の松の厚板、数々干し并べた  
 るを問ふに、能々深山の奥より伐出し、里の商人が注文でござる。

実に鳥獸ならでも通はぬ深山幽谷にかかる奇木も有ぬべしと、一  
 点の節なきを賞翫いたしぬ。

里の商人から注文を受け、これに渡すための板材を生産することもあつ  
 た。

また、秋山に近接する箕作村内の御巢鷹山で、近隣の越後領の者が多  
 数の「栃之木ばん」を川出ししようとして巢守に差し押さえられる事件  
 が起きている（島田一一五〇—一一五〇）。これは享保一二年（一七二七）  
 のことと考えられるが、関連文書に「栃之木ばん」は「栃盤」とも記さ  
 れ（島田一一五〇—一一二二A）、もともとは「醤油船板」用の栃板を求め  
 ようとしたものであつたとされる（島田一一五〇—一一四B）。醤油船板  
 は、醤油を絞る際に用いる槽の材と見られるが、要するに板材の一種で

ある。秋山のみならず周辺の地域でも、山棲みの者はこのような板材生  
 産に従事していたことが知られる。

「木工品作り」 木は材木や板材とするばかりでなく、さまざまな形で木  
 工品にも加工された。

宝永六年（一七〇九）、領主から秋山に関するお尋ねがあつた際、そ  
 れに対して出された文書では、秋山の生業について、

専一山かセギニ而桶・はち・曲物・板木等伐出シ、越後領ニ而相払、

渡世送り来申候、

とあり（島田二五）、板木とともに桶・木鉢などの木地物や曲物が作ら  
 れていたことがわかる。さきに挙げた元文四年の「差出帳」にも、「山  
 折敷」を作っていたとの記載があつた。これらを裏付ける記述は「秋山  
 記行」にも見られる。小赤沢の福原市右衛門家にての聞き取りの中に、  
 次のようにある。

又、里へ出して交易のものを問ふに、粟・稗・荏・木鉢・木鋤き、

檜・檜・松の盤、桂板・榎<sup>さくら</sup>・白木の折敷、秋は干茸・しな繩杯居

ながら商人が買に来る。（中略）雪中は、男子は木鉢・曲ものの類  
 業ありても、女子はいかがと問ふに、近年は里の真似して、浅黄の  
 立島の縮織りけれども、夏は、足手叶ふ者は皆、男女共に、山持に  
 一寸の手透がないと云ふ（六九〜七〇頁）

ここには木工品として木鉢・木鋤・折敷・曲物が挙げられている。ちな  
 みに板木についても、具体的な樹種が、檜・檜・松・桂と挙がっている  
 のが目される。なお折敷については、「秋山記行」に、

年々春一度づつ、組頭が折敷年頭に持行序に、村中の宗門帳・印形  
 を携へ、箕作へ、是より十里ある処へ、百姓惣代行と云（六九頁）

とあるように、年頭に箕作村の名主の許まで折敷を納めにくしきたり  
 があつた。実際箕作の島田三左衛門による「万日記」にも（島田一五五  
 一）、延享二年（一七四五）正月の部分に、「越年式」と題された記載が

あり、そこに

年統棚へひれ付さけ五くし、秋山折敷四枚備申候外ニ、老枚御王飯(註)  
小きりめし十二、はし十二前備申候、しめかざり松なし  
と、秋山折敷のことが見えている。

しかしこれら木工品製作は大規模な製造組織をもったものとは考えられず、あくまで家内で作られる程度のものであったと見るべきであろう。「木皮とり」 島田三左衛門の前記「万日記」延享元年三月十九日条に(島田一五五一)、秋山から「さわら皮三」を背負い出してきたので、小糠と換えたという記載がある。サワラの木の皮を人力で運んで来たわけである。これなども小規模な家業の一つといえる。

「焼畑」次に焼畑について考えてみたい。秋山は、第二次世界大戦後まで焼畑をやっていた地域である。史料中にも焼畑に関する記載は多く見えるが、最もくわしいのは、冒頭にも引いた文政八年の「秋山様子書上帳」である。

年々大木生茂り木葉多分埋候所を見定、樹木を伐倒し、焼野畑ニ仕候へ者、陰地焼土与変し、草木久来之塵芥共ニ灰与相成、陽気勝之焼土灰之中へ種を蒔候へ者、陰気重之養ひを請、初年者宜作物を蒔取、其翌年より地之陽気失ニ順し段、出来劣、三四年茂過候へ者陰気強、作物不用立、此地を捨、又別場所を切開、候故、其難行苦行可推知事ニ候、地味失果ニ付、大木堅木を切開候故、艱難而已多、瑣細之義ニ御座候、ケ様之稼者其身不強壯候而者難相叶事ニ候得共、平生草木実斗之食物故力量乏敷、斧・鋤・鎌・鎌求候金錢も無之、悪敷道具ニ付、骨折而已、其切者無御座候、此畑江粟・稗重ニ而大豆・荏・蕎麦も少し宛時候

ここには、用地の選定、火入れの効能、切り開きの作業の苦勞や道具、作物の種類などが細かく解説されている。おそらくは秋山の百姓たちからの聞き取りによるものであろう。

他にも、秋山ではないが、箕作村内で約束違反の領分へ行った焼畑についての文書が目を引く(島田一二〇)。そこには、開作してしまつた上は、五、七年後に必ず返すのでそれまで焼畑をやらせて欲しいと書かれてあり、前記「書上帳」の記載よりは若干短い耕作の期間がわかる。地味によつても焼畑の使用年数は変化したのであろう。直接秋山に関わる史料では、秋山(大秋山と呼ばれた集落と考えられる)と矢櫃との焼畑地をめぐる争論の内済証文が残されている(島田七二四)。

当地の焼畑に関するまとまつた記述は「秋山記行」の中にもある。小赤沢の民家で牧之が関心をもつて尋ねたところ、当主の福原市右衛門がそのやり方などを丁寧に答えたためである。そこには、草木の伐採から火入れ、作物の種類と作付け順、作付け期間、さらに害獣除けの方法までが事細かに説明されている(七三〇―七四頁)。牧之は秋山のそこかしこで焼畑を目にしており、切り開かれた畑に切株や立ち枯れた木の立っている様が、スケッチにも残されている(一三二―一三三頁)。

具体的に秋山の何割の者が、どの程度の面積の焼畑を行っていたのか、といったデータは残されていないが、焼畑での穀類・豆類が食生活に重きをなしたことは間違いないところであろう。

「狩猟」民俗学的研究では、秋山は伝統的狩猟地帯として知られているが、文献史料でこれを確認することはかなり困難を伴う。狩猟技術の系統については、近世に秋山からやってきた猟師が当地に住み着き、その技を伝えたとされている<sup>13)</sup>。実際「秋山記行」の中では、著者鈴木牧之が湯本(現在の切明)の宿において秋山の猟師から聞き取りをしている。その内容は旅マタギと呼ばれる遠距離出稼ぎ猟師の実情を詳細に物語るもので、大変貴重な内容となっている。

古文書の方では、文化九年(一八一二)に出された高札の写が残されており、次のように書かれている(島田一一四七)。

近年御鷹巢山并百姓持山等江出所不知もの共入込、猥り致猟業趣相

聞不屈之至三付、以来右体之者有之者、見掛次第捕置早々可訴出も  
の也

杉庄兵衛

中野

御役所

これは箕作村枝郷長瀬組に下されたものであるが、長瀬は秋山に接する御巢鷹山を擁する山間地である。ここに見える身元怪しい獵師とは秋田獵師のことであろうか。

秋田獵師はたしかに秋山の狩獵に一つの画期を与えたようであるが、しかしもちろんそれ以前に狩獵が行われていなかったわけではない。もつとはるか古い時代から狩獵は行われていたのである。

そのことを示す一つの証拠が、鎌倉時代の寛喜元年(一二二九)年、秋山を含む地域一帯を支配していた地頭中野氏と隣接領主の木島氏との間で争われた鷹子盗人をめぐる相論の文書である(『鎌倉遺文』六一三九〇四)。当地(現在の長野県下水内郡栄村・野沢温泉村一帯)は往時志久見郷と呼ばれ、その山々は志久見山と称されていた。相論の中で、中野氏は「志久見山古老獵師江權守」「比企判官之時獵師別当二郎」の申状等を提出している。これは志久見山に故実を知る獵師がいたことを意味している。

また、直接秋山に関する史料としては、同じ志久見郷地頭の市河盛房が子息に所領等を譲った際の譲状に、次の一項が見える(『鎌倉遺文』三六一二七八八六)。

一、あけ山(秋山)ハ往古よりさかいたてわけさるあひた、いまはしめて立(小赤沢)にくきによりて、こあかさわを十郎(翁)ニたふよりほかに、兄弟ともにもわけあたゑぬ也、さいもくとり、れうしなといれんニ、わつらいをいたすへからず(下略)

秋山については、これまで領分を決めてこず、今から分けることもしに

くいので、小赤沢を十郎(経助)に与える以外は兄弟各々に分け与えることはしない。(つまり子息たち入会の山になるので、惣領たる助房は、他の兄弟たちが)材木採りや狩獵のため、秋山に樵・獵師などを入れても妨げをなしてはならない、との意味である。ここから、秋山に獵師が入りこんで狩りをしていたことが知られる。

信州諏訪湖畔に鎮座する諏訪大社が強烈な狩獵神の性格を有していたことからしても、同国の奥山地域は古来狩獵の盛んな地域であったことが窺われる。近世の秋山もこうした伝統を受け継ぎ、住民の日常的生業として季節的に狩獵の行われていたことは、まず間違いあるまい。

「採集・漁業」山地で生きる手段として、山で入手できる様々な植物を採集することも重要であった。鈴木牧之が秋山を訪れたのは晩秋であったが、この時期は秋の採集時期にあたり、とりわけキノコが豊富に採れたようである。牧之の案内役を務めた桶屋団蔵も、和山から湯本への道中で多くのキノコを採り集めている。

晩秋の霜茸朽木に生えて、誰れ狩る人もなく。是や往來の稀かして、樵父だに逢ず。(中略)夢幻に仙境に入るが如く、敢人間界とは更に思はざりき。流石は此閑道に往悩みて、足より杖は先に進めども、忽桶屋は先に立、予が、跡より追つく迄には、片葉・霜茸・白獅子茸、笠に摘込み、袖・袂もふくる、斗り、又は担ふたる風呂敷に溜め、湯本にて菜にせんと。千万の大木己と臥し倒れ、種々の茸狩も責て今二十日も早くば、舞茸も有りなんなどと思ひぬ(一〇一〜一〇四頁)。

「狩れる人もなく」とはあるが、もちろんこの幸を秋山の住民が見過ぐすはずはなく、小赤沢の市右衛門の語るところによれば、秋山から平地への交易品の中に干茸が見える(六九頁)。彩色された挿絵にも、子供が紐で括ったたぐさんのキノコを持って母親とおぼしき女性に差しだしている図がある(六二頁)。子供は腰紐にもキノコを結わえつけていて、

こうした簡単な採集が女性や子供の仕事であったことを窺わせる。

その点では、市右衛門が「後の月迄は、手足の立つ子供は皆柄拾ひに出します」と述べ（六六頁）、また三倉という集落で、牧之が「其嬸らしきが籠に柄を拾ふて帰り合せ」ているのはまさにそうした事例にあたる（三六頁）。他にも『秋山記行』には、「しな縄」「網ぎぬ」のことが出るが（六九・七〇頁）、前者はシナノキの皮から作られる縄であり、後者は山に自生するイラクサを原料として作られる衣類である。食料ばかりでなく、こうした生活資材の原料も採集によって得ることができた。古文書の方では、なかなかこのような生活の細部にわたる描写は得られないが、断片的な情報としては、蠟実採り（島田一三二他）・葛葉採り（島田七三八）・薪採り（島田一〇七〇）等が見受けられる。これらは必ずしも直接秋山に関わる内容として出てくるわけではないが、少なくとも箕作村枝郷の山間地の事例には違いなく、秋山でも同様の採集活動が行われていた可能性は充分ある。

また、採集の一環としての漁業についても触れたい。『秋山記行』には、湯本で湯守の子供が牧之を案内した場面に、魚獲りの様子が見られる。

たまたま洋々たる水溜りの岩上に、末に鍵ある細長き竹を以、岩魚を搔き、予の慰にとて、惣尺余りなるを搔上たり。嗚呼、芸は道に寄つて賢とは諺の如く、此童、常々秋田の獵師が水練・網釣の漁迄も。（一一七頁）

湯守はもともと秋山の住民ではないのであるが、その子は猿のように身軽に溪を飛び渡り、秋田獵師に教えられたと思われる技で、いとも簡単にイワナを搔き上げてみせた。魚獲りは、キノコ採りなどと同様、子供が担うことが多かったと推測される。牧之は、越後側秋山の上結東でも、滝の落ちる場所に藤蔓で編んだ網を仕掛ける魚獲りの方法を見ている（二四四頁）。

大量に採るものではないが、こうした多岐にわたる採集・漁撈活動は、自給品や交易品を得る手段として個々の家にとっては少なからぬ意味をもっていたと考えられ、しかもこうした資源の多様性がまさに山ならではの特性に依存していることからすれば、それは全体として山地における生活文化の特徴的な要因と見なすことができる。

「行商・商売」山地生活は、資源の自給的性格とともに、商品生産的産業の多い性格も指摘できる。すでに見てきたように、小赤沢の翁は、「粟・稗・荏・木鉢・木鋤き、檜・檜・松の盤、桂板・榎檜・白木の折敷、秋は干茸・しな縄杯居ながら商人が買に来る」と述べており、山地資材の販売と、平地からの食糧や資材の移入とによって生活が成り立っていたことがわかる。

また、右の引用中に木工品と並んで粟・稗・荏が表れていることは大変に興味深い。秋山住民の基本的な食糧である雑穀類は、同時に焼畑での多量の生産にもなっており、商品にもなっていたのである。秋山はたびたび飢饉に見舞われ、山地故の貧しさと理解されることが多いが、実は主食糧の出来がよければ余るほどの生産も可能だったのである。荏についても、享保一四年（一七二九）に実際に次のような文書が出されている（島田六九六）。

〔端裏書〕  
野田沢甚兵衛証文

指上申一札之事

一、拙者義当十月中秋山へ以夫申越候ハ、貴様方ニ而往草御買可被成之由ニ候間、出来次第早々長瀬迄出し可申候、代金之儀ハ相場次第我等方江請取置相渡シ可申と偽申越候、右秋山之者実正ニ心得、少々長瀬迄出し申候、右長瀬太郎兵衛より御断申候ニ付、即時ニ拙者方へ御吟味被仰付候趣ハ、此方努々不存秋山辺之荏草一円望無之候処ニ、自分以勝手を謀計法外之致方ニ付御役所迄被仰上、何分ニ茂可被仰付候由重々誤入申候へハ、一言之申分ケ無御座候、依之組

頭中長瀬百姓衆頼入、色々御訴詔申上候へ者、先此度御免被下忝仕合ニ奉存候、自今以後加様之不埒仕候ハ、何分之越度ニ被仰付候共一言之異義申上間敷候、為後日仍而一札如件、

箕作村之内野田沢

享保十四年酉十一月三日 伊左衛門子甚兵衛(印)

五人組 久左衛門(印)

清五郎(印)

(以下一〇名略)

名主

三左衛門殿

これは一種の詐欺事件で、箕作村枝郷野田沢百姓の甚兵衛が、秋山の者に対して偽りを申したことについての詫状である。その偽りとは、「名主の島田氏が荏草を買い入れたと言っているの、出来次第長瀬まで運ぶように。代金は相場に従って受け取り、後日渡す」という内容であった。結果的に嘘が露見して詫状提出という始末になったのであるが、この嘘がまかり通ったということは、当時実際に秋山で荏草の生産が行われていたことを示している。

近世後期には、これもすでに引用したように、「女子はいかがと問ふに、近年は里の真似して、浅黄の立島の縮織りけれども」とあり、女性による縮織りの仕事も行われるようになっていた。

古文書の方でもこのことは確かめられる。島田家文書一三〇七九三には、次のようにある。

(端裏書)  
(卯暮秋山証文)

預り申金子之事

一、壹両九百五拾文

甚兵衛(印)

一、貳両壹歩壹貫百六拾九文

彦助(印)

(以下三六名略)

右八年々御上納金差滞書面之金子預り申所実正ニ御座候、秋山之義ハ田畑無之故、右書人として男女奉公人又ハ縮等を以来辰ノ四月中急度返済可申候、大切成御上納金未進之義ニ御座候へハ、連判之内差障り出来上候、村中ニ而急度弁済可申候、為後日預り証文仍而如件、

享保二十年卯十二月四日 箕作村之内秋山

長右衛門(印)

(以下五名略)

名主

団藏殿

秋山の百姓たちは、名主からの借金に対して、「男女奉公人又ハ縮等を以」って返済するとしている。一二月の差出で、来年四月中に返済ということからすれば、明らかにこれらは雪に埋もれる冬から春にかけての仕事である。

また、類似の文書で左のようなものもある(島田一三〇八一―二三)。

(端裏書)  
(辰暮秋山証文巳之春重)

覚

一、不残春秋両度ニ相済シ可申候 善吉(印)

一、右同断 長左衛門(印)

一、右同断 源重郎(印)

(以下一五名略)

右之通来春中縮奉公人給金ニ而急度相済可申候、秋中ハ山かせぎニ而相済可申候、内外如何様之差障り御座候共、書面之分ハ春秋両度ニ急度返済可仕候、残り預り年々ニ御取立可被下候、為後日仍而証文如件、

箕作村之内秋山

元文元年

長左衛門(印)

(以下五名略)

名主  
団藏殿

ここでも借金返済の手段として、春は「縮奉公人給金」、秋は「山かせぎ」を挙げており、縮織り等による給金と並んで山稼ぎが現金収入の主要な手段であったことが知られる。

この他、秋山から千曲川沿いの野沢村（現在の野沢温泉村）方面に行商に出ていることを示す史料も残されており（福原国吉家文書A—①—44—9—2ならびにA—①—11—2<sup>14</sup>）、「秋山記行」に「里へも、疱瘡ある村や市町へは恐れて売に行ず、其余の村々へは、何ヶ売にも往となん」（六九頁）とあるように、行商に出ている。

### (3) 山地利用の志向

右に見てきたとおり、住民の視点から見ると、秋山における山地資源の利用形態は大きく二様に区分できる。一つは大規模産業的事業とも呼ぶうるもので、まとまった量の木材の伐採や、相当量の資金と領主の政治的バックアップを背景とした鉾山採掘等の事業であり、そこに山地住民が技術者あるいは人足として関わるものである。二つめは住民自身が主体となる小規模日常的な生業で、伝統的技術や知識をもとに山地資源を多様に利用する形態である。

すでに見たように、鉾山採掘等に関しては、相当量の資材の運び上げにともなう人足仕事が生じ、秋山住民はこれに多数動員されているし、多量の食料の移入にともなって事業の現場では配給食料にありつく機会も多かったと考えられる。また、木材伐採に関して多額の「助成金」を地元で支払う約定が交わされるなど、これら大規模事業の影響は、とくに経済的な面で大きなものがあつた。

ところで住民自身は山地利用について、どのような志向をもっていたのであろうか。地域によっては、山地住民の中に土豪的な存在の者がいて、有力な都市材木問屋を巻き込み、あるいは領主からの注文を取り付

けて積極的な林業経営を行う場合もある。しかし、秋山ではそうした土豪の存在は確認できない。秋山住民らの山地利用に関する捉え方を表した史料としては、以下の文書が一つの示唆を与えてくれる（島田一〇六六）。

〔端裏書〕  
「秋山之事村中連判」

#### 願書之事

一、当村之内秋山御用木為御見分、江戸より御役人様去冬御出被遊候所ニ、雪深御座候故先御帰、春中之内ニ又々御出、御用木御見分可被遊候由今度於御役所被仰付、いさい得其（意）悉奉存候、然上ハ御用木山ニ罷成候ハ、秋山之者とも家業も無御座、本村ともニ諸色難義も可有御座候、迷惑至極ニ奉存候、依之乍御大義江戸表へ御出御訴訟成とも又ハ如何様ニ成共御願被仰上、初終村中難義ニ罷成候様ニ被成可被下候、尤江戸道中夫金之義無御手支様ニ相調可申候、惣百姓名代として拙者共罷越候上ハ、縦此御訴訟不相叶候とも少も御恨申間敷候、為其願書如此御座候、以上、

宝永六年 丑  
正月六日

箕作村

与頭 与四右衛門（印）

同断 庄左衛門（印）

五人組頭 五郎右衛門（印）

同断 佐右衛門（印）

同断 七兵衛（印）

同断 助右衛門（印）

同断 加兵衛（印）

同断 作右衛門（印）

庄屋

三左衛門殿

秋山から御用木を伐り出すことになり、宝永六年（一七〇九）、幕府役人が見分に来る件に関わって作成された願書である。これによれば、秋

山の者たちは、御用木山になると「家業も無御座」き状態に陥り、大いに困ったことになるので、江戸まで出訴してほしいと庄屋に願っている。江戸までの路銀は不足なきように用意するので、たとえ御訴訟が叶わなくともかまわないから領主への訴えを出してほしいというのである。文中では、秋山のみでなく「本村ともに諸色難義」になると強調している。いかなる点で本村に難儀が生ずるのかいまひとつ不明であるが、少なくとも地元の人には、この件が村の存続に関わる一大事との意識をもって受け止められたことは確かである。

文章からすると、問題は「家業」に関することであった。御用木山に指定されたり、実際に木が伐られたりすると「家業」は続けられなくなるという。普段庄屋から経済的に生活援助を受ける側の百姓たちが、自ら出費を覚悟で庄屋を江戸まで送りだそうというのであるから、その必死さが伝わってくる。山は「家業」を展開する舞台だったのである。

この訴えに関連して作成されたとみられる文書が、前記の「助成金」史料である（島田一三九六）。

袖取証文之事

一、今度信州高井郡窪島市郎兵衛様御代官所算作村之内秋山売木袖取願申三付、貴殿申合候所、秋山御百姓古来より山稼ニ而渡世送り来り申場所ニ而御座候間、右之山只今迄家業ニ被成候口山之儀除可被成候義、相心得申候、尤村中為助成金貳百四拾兩右之山内我等願之通從 御公儀様被為 仰付候ハ、相渡可申候、右之通少茂相違仕間敷候、為後日証文仍如件、  
宝永五年十二月五日 紀伊国屋 善八

信州高井郡算作村 三左衛門殿

算作村からの願書では、前年冬に江戸から御役人が見分に来た（但し雪が深く、実際の見分には及ばなかった）とあり、すでに宝永五年に事業が具体化し始めていたことからすると、右の史料もその動きの一環と見

ることができる。ここには秋山の「家業」に配慮する旨の文言があり、前年段階には地元から何らかの懸念が表明されていたことが明らかである。そこで事業の請負人である紀伊国屋は、以下の点について約束した。秋山百姓は古来より山稼ぎで暮らしてきたので、家業に利用された口山を事業範囲から除くこと、村中助成金として二四〇兩を支払うこと、の二点である。

しかし、そのみでは秋山百姓は納得しなかったらしく、さらに翌年には新たな補償の約束が結ばれた（島田一〇四七）。

相定申証文之事

□州高井郡算作村秋山ニ而今度材木袖取五ヶ年願上申候袖山之儀ハ、従古来山かせきにて渡世送り来候付、袖取致候ハ、末々□姓困窮可致之由尤ニ存候、依之秋山村中助成金として□年ニ金子四百兩宛五ヶ年之内毎年袖入之節急度相渡シ申候、若檜一切出申候年ハ右之半金相渡シ申答ニ相定申候、□之通少茂遅滞申間敷候、若相違之儀御座候ハ、袖人足山内江□入被押置候共其時少茂違乱申間敷候、為後日仍如件

宝永六年七月

算作村名主

三左衛門殿

江戸本所松坂町式丁目大坂屋

高見嘉右衛門

材木問屋が大坂屋になっているが、果たして紀伊国屋に代わって事業に参入してきたものか、あるいは追加されたものかは明らかではない。いずれにせよこの事業が五ヶ年にわたる相当に規模の大きなものであったことが窺われる。ここには前史料同様に伐木が「末々□(百)姓困窮」をもたらすことが書かれており、助成金の額も毎年四〇〇兩を出すと約束されている。その内訳には地元の者を人足として使うための給金も含まれていたかもしれないが、それにしても、秋山での材木伐採は、年間四〇

○両という大金を支払っても成り立つ事業であつたことになる。但し、檜を伐り出さない年は半額とあり、伐採の主目的は建築用材たる檜にあつたことが知られる。

ここではやはり、助成金が大幅に引き上げられた点が興味深い。増額の理由として考えられるのは、文脈からすると、杣取による秋山百姓の困窮がより重視されたからということである。正月の箕作村百姓等の訴えから七月に至るまでに、どのような事情があつたのであろうか。実は五月の段階で名主三左衛門をはじめ秋山の百姓たちは御役所に対して左のような文書を提出しようとしている（島田二五。複雑な推敲の跡があるので、改行・字配りを原文のとおりに掲げる）。

〔端裏書〕  
宝永六丑 秋山御尋

差上申口上書之事

一、信州高井郡箕作村之内秋山、古来立初之時代

御尋被遊候、右秋山之儀何百年以前より立初申候哉

年数難斗奉存候、前々より老人共申伝置候ハ、

往古平家方之落侍山中へ忍、数年罷有、

右之秋山見立致在居、段々子孫相統仕立来り

申候由ニ御座候、近キ頃迄武具之類少々持伝候者

御座候得共、折々困窮之節不残売払、只今ハ

左様之者も所持不仕候、尤家業之義も深山之

義ニ御座候へハ、（外由細少も無御座、外ニ）何二而もか七ぎ可仕様も無御座、專一

山かセぎニ而（桶はち曲物）板木板木等伐出シ、越後御領ニ而相払

渡世送り来申候、是又何百年以前より山かセぎ

仕候哉、往古之義ハ年数難斗御座候へ共、百年余

慶長年中よりハ代々御地頭様へ山為御運上金

式歩宛年々無増減只今迄上納仕、山かセぎ仕、

渡世送来り申候。（尤先御地頭様御代も右山二少も御林無御座候）自今以後共二秋山儀山かセぎ

不仕候へハ、（右◆申候妻子等）渡世送り可申様無御座候、此以後以御慈悲

往古より之通秋山之百姓永々相統仕候様ニ

奉願上候。少も相違之儀不申上候、○以而口上書如件、

御用ニ而雜不

数年栗櫓雜木伐出候所、

信州高井郡箕作村之内秋山

宝永六年丑五月

孫右衛門

本村より半道余有之深山統山之木立（御地頭様代）

徳重郎

御座候此所御林ニ（御地頭様代）御引渡シニ御座候哉と

作重郎

奉存候、御（御）札立置申候、此外ハ御林と

長左衛門

申ハ当村ニ無御座候、右秋山ハ本村より

与重郎

七里隔り往古より秋山百姓かセぎ山ニ

彦右衛門

御座候故、御地頭様より（少も）御構無御座候、右之通

庄や

少も相違之義不申上候、以上

三左衛門

御役所

組頭

乍恐御加筆奉願上候

与四右衛門

同 庄右衛門

正月の嘆願を承けて、庄屋は御役所に何らかの訴えを出したようである。それに対して御役所からは秋山についての「御尋」がなされた。文中で秋山の生活と生業に関して詳しく述べられていることから類推すると、お尋ねは秋山の起源とともに「家業」に関わる山地利用に焦点の当てられたものであつたと考えられる。

史料中で語られる内容は、訴願のためのものであるから一定度の誇張を含む可能性はあるが、秋山の実態を外に向かって説明する文章としては興味深い。文書は、まず最初に秋山の起源を説明するところから始

まっている。ここで平家落人に由来する伝説が出てくる点は注目に値する。鈴木牧之なども平家落人伝説を地元住民から聞いていたが、文献史料上では一八世紀初頭段階のこの文書が初見であろう。秋山の古さを強調した内容となっている。

次にいよいよ「家業」の内容が語られる。山奥で田畑もないと述べ、山稼ぎを専一に暮らしているという。仕事は桶・木鉢・曲物・板木の生産で、それらを越後筋へ販売して生活しているというのである。そして、慶長年中より地頭に対して年貢を上納してきたと述べている。貢租負担は、生業に関わる権利が公認されてきたことの裏返しの意味を持ち、これが後段、領主による配慮を求める際の根拠になる。

またこれに絡めて、秋山の内に御林が存在しなかったことが推敲の過程で挿入されている。その具体的内容は、末尾の追加部分に書かれている。要するに箕作村の一部には御林があるものの秋山にはなく、秋山は基本的に百姓稼山だとの主張である。ここでは、口山と奥山というような区別はなされていない。平地集落にとっての山とは異なり、そもそも山地集落では集落から相当距離の離れた山までが活動領域となる。口山と奥山の区別よりは、領主の強力な規制が及ぶ御林かどうかの方が問題とされるのである。

そして本文末尾に至り、この文書全体に関わる主張が現れてくる。それは文中の文言に従えば、「往古よりの通り、秋山之百姓永々相続仕り候様に願ひ上げ奉り候」ということである。山稼ぎができなくなつては暮らしていくことができない。だから従来どおりの細々とした山稼ぎの生業で暮らしていけるよう「永々相続」させてほしいとの主張である。いいかえれば、小規模日常的な生業を恒久的、安定的に維持していきたいとの希望である。山林の大規模伐採は、木工作り等の秋山住民の生業を脅かすものだったのである。こうした訴えを前提に、おそらく助成金は増額されたであろうが、地元からの訴願自体が助成金額引き上げ

のための駆け引きであったとは考えにくい。というのも、地元百姓が名主に対して、費用は負担し、結果は問わないから江戸まで訴えに行つて欲しいとまで頼み込んでいる事情があるからである。秋山の百姓にとって、自らの稼ぎの場となる山は、子々孫々にわたり永続的に利用すべきものと観念されており、一時の稼ぎのために生活の体系が破壊されることは避けるべきものと認識されていたことが読み取れる。結果的に島田家と大坂屋との間で四〇〇両助成の約定が交わされたかどうかはわからない。同文書には印もなく正文ではないためである。もしかすると、大坂屋側から提示された提案にすぎなかったのかもしれない。

いずれにせよ、助成金が約定どおり支払われたとしても、秋山百姓たちの懸念を解消するものになったのかどうかは疑問が残る。というのも、口山を伐採から除いたり、助成金を支払うことで生活維持の対価に充てるという発想は、山地住民の意識とは大きくずれるものと考えられるからである。口山が生活に密着した場であるという認識は、燃料としての薪や農業に必要な肥料を得る集落近隣山としての役割を期待してのものである。福田アジオがモデル化<sup>15)</sup>、歴史学の分野で盛んに引用された「ムラ・ノラ・ヤマ」という同心円状の理解と合致するものといつてもいい。しかし、秋山のような山地の中に立地するムラの場合、集落そのものが傾斜地のただ中にあり、ヤマに対する観念のあり方も平地にとつてのそれとは大きく異なると考えた方がよい。秋山の場合、集落に近いヤマは焼畑等に利用されることが多く、時によっては相当離れたヤマまでが焼畑に利用された(近代の報告であるが、山田亀太郎・ハルエ述による『山と獵師と焼畑の谷』(五九頁)<sup>16)</sup>には、集落から二時間も歩いた場所に焼畑を開いた体験が書かれている)。従つて、平地的な意味での口山を伐採地から除くだけでは、秋山の生活・生業は維持できない。ムラから離れたヤマは木材採取の場となり、また狩猟の舞台ともなった。山菜・キノコ・繊維素材(イラクサ・シナ皮等)採取の場としての意味

ももっていた。すなわち、ヤマのもつ意味や重さが平地の村々にとつてのヤマとは全く異なるのである。そして秋山はまさにそうした山の循環の利用を前提として生活を成り立たせてきたわけである。住民が山林の大規模伐採に大きな不安を抱いたのは当然のことであった。

### ③ 「生活文化体系」の視点から

#### (一) 名主の提示した救済策

冒頭で紹介したように、名主島田三左衛門は秋山の困窮を救うために、代官に対して救済プランを提示し、そのための助力を求めていた。しかし名主の主張によれば、「頑愚」な百姓たちはこれまでたびたびの助言に耳を貸さず、敢えて積極的な生活の改善に乗り出そうとはしていない。では、名主の考える救済プランとはどのようなもので、いかなる考え方に基づくものだったのであろうか。

プランは、まずは大人も子供も含む住民たち全員に、一日一定量ずつの扶持米を与えることから始まる。三左衛門によれば、この方法は秋山の者が外へ移転する必要もなく、費用も少なく、苦労も薄い手段であるという。その扶持米をもって自力で山林を伐り開かせることがまず必要だと説く。そうすれば自然と陽気も地味も改善され、畑作の出来も良くなる道理であると。その資金調達案は次の幾種類かがある。

① 御公儀様のご威光をもって諸国豪家へ「秋山御手当金」として仰付けられることで調達する。この資金を御支配様方で預かって、利息金のみを下してもらい、年ごとに村役人が米穀を買い求め、毎月朔日と十五日の二回割り渡す。

② 近年一箇所でも何千両もかかる御国役普請が多く行われているが、その内訳は諸雑費のみで、やってもやらなくてもさして効果のないものが

多い。そうした小さな御普請場に費やす費用を回してもらうだけで、秋山は永續させることができる。

③ 一〇年間無利息の御拝借金を下され、身元宜しき者に一〇両、二〇両預け置き、元金は年限とともに御返済する。利息金は積み立てて御役所付け送り金として支配所へ貸し付け、その利息金をもって年々米穀を買い求め、秋山への御手当とする。しかし、長年の御支配中には潰れ金も出る可能性がある。

④ 右の金子（無利息の御拝借金）をもって田地を買い（買うには過分の年数もかかるであろうし、融通金子の二倍程度の入用になる）、秋山分と名付け、作徳米の内から年貢諸役・村入用を支払い、残りを村役人から年々添え渡すようにすれば、御公儀様にも損分は出ず、秋山も飢渴を免れて凶作にも餓死者は出なくなる。右のごとき案を提示したあと、さらに次のように書き記している。

米穀を食候ハ、里地同様人勢盛ニ相成山林を切開、糞養も相増、悪土転而良地与相成、終ニ者御益筋出来者歴然可成候、付淵川縁等之御新開より遙ニ相増可申候、其上壺ヶ月両度ニ割渡候ハ、年々二十四ヶ度御尊名之頭候義ニ付、年々歳々月日与俱ニ御慈悲之無尽期万々歳ニ至候而茂今日右村江御来臨御手渡被下置候、同前民之父母と可奉仰、末々何億万人之命を御助可成哉難斗知、無此上御德行ニ奉存候、

則ち、米穀を食せば里地と同様に人勢盛んとなり、山林を伐り開くことができる。糞養も増して悪土は良地に転じ、利益も上がるようになることは明らかである。川沿いの新開地などよりは遙かに益が増すことであろう、というのである。さらに一ヶ月に二回恩恵を施すことになれば、年に二四回も御尊名を拝することになるなどと、代官の名誉欲をくすぐるようなことも書き添えている。

## (2) 救済の根底にある認識

名主三左衛門は、右のようにいくつものプランを提示し、秋山救済の方策を探っている。三左衛門がこのような提案をするに至ったのは、時の代官矢島藤蔵が秋山の生活の悲惨な様を知り、名主に対してお尋ねをなしたからである。<sup>17</sup>三左衛門の案は、諸国豪家から「秋山御手当金」を取り立てるなど、当初から実現可能性を疑わせるような内容を含んではいるものの、文中で祖父以来の秋山救済の実績を強調し、自らも資金を拠出する用意があることを表明するなど、善意として、あるいは名主の責務として、秋山の者たちを救ってやらねばならないとの意志は強く感じられる。三左衛門は「貧村の義、見るに忍び難く」と、この機会に具体的な救済手段を具申しようとしたのである。

ただ、その根本的な認識には、疑問符を付けざるをえない点が含まれている。それは救済の基本的方針として、「米穀を食べさせること」「山林を伐り開かせること」「畠作農業をさせること」を指定している点である。言い換えれば、「里地同様」の生活をさせることで、秋山の者たちは幸福になれると考えている点である。米を与えて体力を養い、それによって山林を伐り開けば日当たりも良くなり、地味も改善する、と述べているが、これは明らかに畠作を目的とする開発にほかならない。当地で焼畑農耕が広く行われていたことは前述のとおりだが、三左衛門の案に見える「畑作」は畑地と山林との循環的な利用を繰り返す焼畑ではなく、常畠を想定していると考えられる。ここには、山を山として利用する視点は全く欠如している。これは山の利用は生活の改善には役立たないと見切った故の判断かもしれない。しかしそれでは、秋山の住民の生きてきた環境や、持っている知識・技能からは相当乖離した生活を強いるものとなるであろう。

もちろん三左衛門の提言は、代官から秋山救済のための資金を提供し

てもらったための願書であるから、役人向けにことさら生活レベルの低さを強調し、また敢えて秋山人を劣位に置かれた存在として貶めて表現した要素もあるかもしれない。その意味では、「秋山様子書上帳」の内容が全て事実かどうかという疑問はあるし、三左衛門の本心どおりの認識が記されているかどうかはわからない。ただ、少なくとも平地的な生活を是とする認識があったことは確かであり、その点では秋山の生活を総体として理解していたとは考えにくいのである。

## (3) 「生活文化体系」という視座

当然のことではあるが、個々の集落には、その環境に適した生活のスタイルがある。同じ平地でも低湿地帯と台地では異なるし、海辺でも都市的な海運の拠点と漁業や塩業を主体とする地域では異なるはずである。山中の集落も同様で、所与の資源の種類や量によってその差は現れてくる。まして秋山のような山中の集落と名主の住む平地の村とは、その違いは相当大きなものとなる(もちろん微細な視点で見れば、集落内の各家ごとによっても多様な差異はありうる。ただここでは生活共同体的な集団としての傾向を問題にするため、集落という単位を問題としている)。各集落には、そこで生きるための環境利用のあり方、衣食住のスタイルや信仰の種類、あるいは生業や生活の維持に適した村落組織などが自ずと形成されてくる。また環境を利用していくための知識(生活知)や身代技法・技能も自ずと身につけてくる。そして、これら諸種の文化要素が相互に絡まり合って、その土地で生きるための一つの体系をなしているのを見ることが出来る。これら生活に関わる文化的事象を一括して捉える概念として、「生活文化体系」という用語を用いるならば、各環境によって生活文化体系は異なったものになるのが当然と見るべきであろう。

ところが一般的には、平地(とくに稲作を主体とする農業村落)の生

活型が「標準」的であり、また理想型であるとする理解が浸透しているように思われる。それは過去を眺める現代の視点の上でもそうであり、過去の平地民による認識も同様であったと考えられる。すなわち生業としては稲作に励むのが真実な姿であり、米を食べられるのが幸福だという認識である。名主三左衛門の提案も、こうした認識に立ったものであったことは明白である。

しかし貧しいと言われる山村に長寿地帯があるように、食文化一つとっても、単純に米食が理想といえるかどうかは安易な思い込みを許さない部分がある。秋山の場合も、鈴木牧之の出会った齢八旬に及ぶ老人は、昔はトチ・ナラの実をたくさん食べたが、近頃は驕りが増して粟や稗を多く食べる家もあると話し、「こう奢が増長してはならぬに、是には入り申た」とまで述べている。多少貧しさを強調して平地人の驚きを誘おうとするニュアンスも感じられ、これを本心と断言することはできないが、それでも、豊富な雑穀や木の実があれば体力を維持し、長寿を全うすることも可能であったことは興味を惹かれる事実である。少なくとも山地集落における生活文化体系の多様な側面を視野に入れ、平地的生活を上とし山地生活を下とする「常識」を一步引いた視座から見つめ直さない限り、秋山住民に対する支援は現実的なものとはなりえないであろう。その点で名主による救済策は、秋山の人々にとって埋めがたい認識の溝をもったものになっていったといえる。

#### (4) 多様な環境利用のあり方―大規模伐採を求める山村

秋山の場合、地元住民は大規模な林業開発には不安を示し、反対の意志を表した。そして小規模日常的な環境利用の恒久的維持を第一に考えていた。しかし、山地集落がみなそのような型の環境利用を志向していたかという点、必ずしもそうではない。もとより山地と平地とは生活文化体系そのものに大きな差異があるが、同じ山地にある集落でも、秋

山とは異なった様相を見せる地域もあった。山村によってはむしろ地元の百姓たちが積極的に都市の材木問屋と結び、森林伐採を主導している場合もある。甲斐国巨摩郡早川入諸村の場合がそれにあたる。

甲斐国は中央に逆三角形の盆地をもち、周囲は全て山に囲まれた地形をなしている。北西部と北東部に源を発する川が盆地南部でY字形のように合流して富士川となり、南の駿河湾に向かって流れ下る。富士川最大の支流が、西側の南アルプス寄りから合流してくる早川である。早川流域は急峻な渓谷地帯で、古くは早川入りと称されてきた。一帯は良材の産地で、早川・富士川を通して運材の便もよく、中世末期には相当量の林業生産があったと考えられる。戦国期に当地を支配した武田氏親族の穴山氏に対しては、在地土豪から材木の奉公がなされたし、徳川家康が駿府城を建て、さらに江戸に入ってひどく傷んでいた江戸城を緊急修理した際も、早川からは合計二万本に及ぶ材木が送られたと考えられる。<sup>18)</sup>

こうした材木生産を主導的に行ったのは、早川入各地に蟠踞していた土豪たちであった。近世に入っても、彼らは平地部・都市部との連携を保ち、積極的な林業経営を行っている。例えば、早川の支流雨畑川沿いの狭隘な谷あい位置した雨畑村では、手広く各地の建築現場に材木を送っており、その相手先は近隣の身延(久遠寺)・甲府(田安屋敷)ばかりでなく、江戸(寛永寺・江戸城・水戸屋敷)・筑前国黒田美濃守産物会所?)・駿河江尻(妙蓮寺)・駿府(浅間社)・鎌倉(八幡宮)・京都(御所)といった遠方にまで及んでいる。そしてこの盛んな林業生産の背後には、材木需要を目ざとく発見し、他を出し抜いて売り込みをする経営努力があった。雨畑地区の旧家に次のような文書が残されている(『早川町誌』六六四頁掲載史料)。

乍恐以書付奉願上候

今般就御用当国御林、並百姓山、其外地木等まで御取調御見分在之、右者去月中私下調奉書上候川内領村々社来、百姓持来、檜、槻、杉、

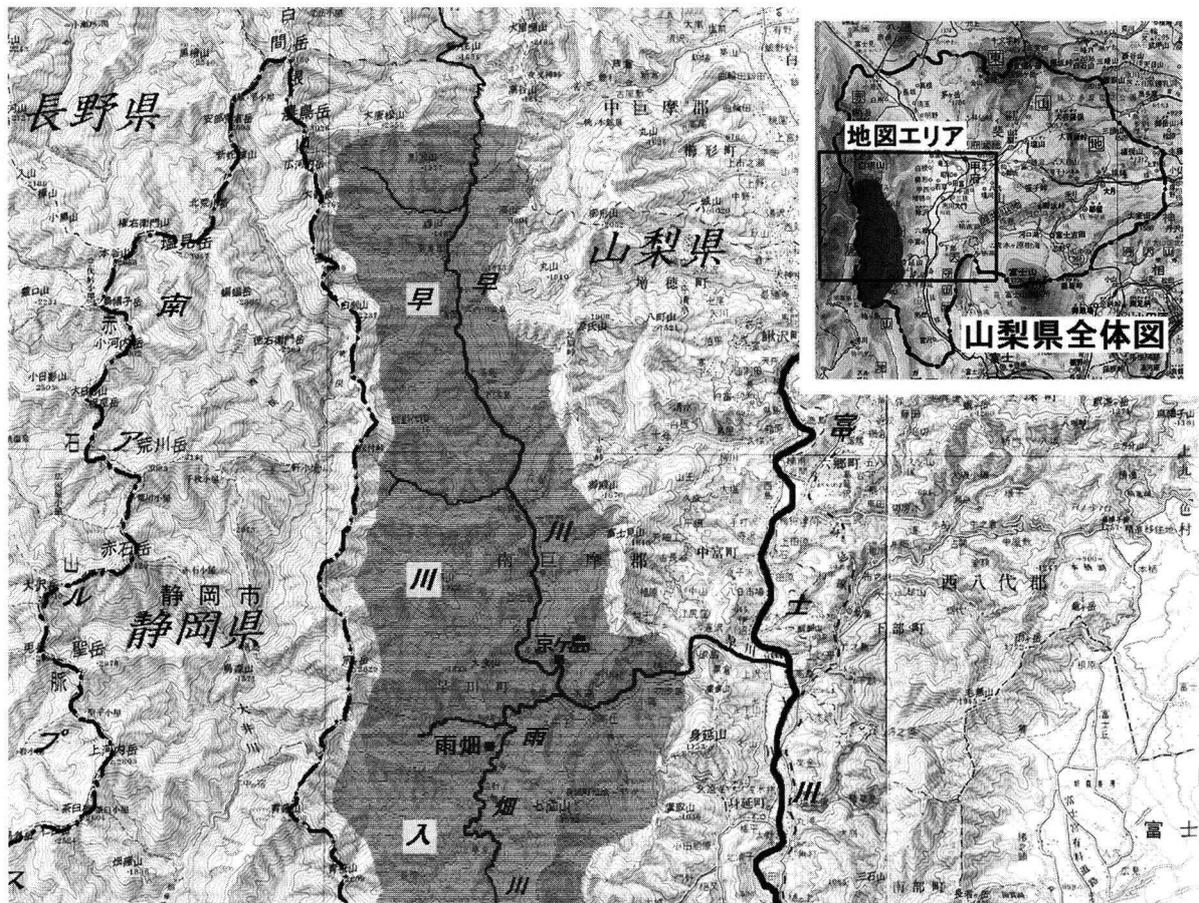


図2 早川入主要部

樞、御材木並ニ板木共伐出し方之儀、最寄私共に請負被仰付被下置度奉願上候、尤他木川縁通ニ御座候茂、此節より被仰付被下置候て年内中江戸廻木御上納可仕候、勿論御代永之儀は江戸請負人納方より成丈引下ゲ御請負可仕候、尤御差急き御用ニ付、御代永之儀は木品出来高二応じ、其時は御見分奉請、当御役所様におゐて御渡方被仰付様奉願上候、既ニ先年久能山、東叡山御材木被仰付被下置候節茂、中井清太夫様御役所におゐて御渡被下置候御用相勤候、右願之通被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、以上

天保十五辰年七月四日上候

巨摩郡 雨畑村 願人 源次郎

高山又蔵様 御役所

ここからは、周到的な見積もりのうえに、早い納期・価格の割引・代金後払い・実績の強調と、営業活動のお手本のような売り込みを展開していたことが知られるのである。また、同じ早川入の京ヶ島村の名主斎藤家は、左のように他地域の者と手を結び、共同事業として伐採を行っていた(斎藤義直家文書A-j ③ 18-3)。

相対議定一札之事

一、甲州巨摩郡黒桂村山買請唐檜・白桂之類、乗物棒其外白木荷物ニ致、何国江成り共直段宜方江相廻し仕切之上横徳三ツ割之積り議定仕候所相違無御座候、然上ハ右仕入金高二応じ、三ツ割ニ無滞出金可仕候、右議定仕候上ハ、万一損失仕候節ハ相互ニ無相違出金可仕候、為後日仲間相対議定一札仍而如件、

信州稲核村 宮下佐右衛門(印)

文化十一戌年三月廿九日

同所

川上勝右衛門(印)

甲州京ヶ島村  
齋藤茂兵衛殿

この史料によると、齋藤家は信州北部の稻核村の者とはかつて、早川入にある黒桂村の山から唐檜・白桂等を伐る計画を立て、三分の一ずつの出資高や儲けの三等分の原則などを決めていた<sup>(19)</sup>。

### (5) 早川と秋山の相違と共通性

このように、早川の場合には盛んに伐採を行っていた。その背景には、良材の産地であることや、太平洋岸までの運材ルートの存在など、恵まれた条件があった。そして何より事業を推進する在地有力者(中世の土豪の系譜を引く名主など)の存在があった。

この点で比較すると、秋山には、主体的に大規模な事業を生かす条件が整っていないかったし(在地有力者の不在)、個々の家の経営形態も恐らく早川とは異なっていたと考えられる。同じ山村とはいっても、山の深淺、資源の量、河川など平野部との通路のあり方、地域による需要の違いなど、種々の条件によって生活文化のあり方は大きく異なっている。また、同じ集落であっても、時代とともに生活文化の諸側面に変化が見られることもある。つまり空間的にも時間的にも、山村の姿は一樣ではないのである。

ただし、山地環境の利用のしかたや労働の組織等について異なる点はあるとしても、山地集落としての共通性は見られる。それは山地の住民が、平地に比べた生活の悪条件を並べて立てて負担の軽減や支援を求める場合に端的に表れる。そして実際そうした機会は多くあった。早川入でも、享保二〇年(一七三五)には、「御国一の大悪所」ぶりを強調し、村々が一致して貢租負担方式の軽減化を訴え出た事例がある(齋藤義直家文書D-c-①-七七八)。延享三年(一七四六)にも、早川入のうち一〇か村が、田が少なく、日陰地が多いため畑の出来も悪く、急流と

なる谷川は水害を起こし、地震で山は崩落し、獣が出てきては畑を荒らすという、数え上げればきりが無いほどの悪条件を掲げて、年貢負担の軽減と支援を要請している(佐野政男家文書七二)。米家泰作が紹介している奈良県吉野川上流の四一ヶ村が提出した諸役免許の嘆願書も、早川入や秋山の場合と極めて類似した文言によって山地のデメリットを強調している点で興味深い<sup>(20)</sup>。

一、吉野郡之儀ハ、極山中、皆畑ニ而、第一粟・稗・芋・大豆・小豆作仕候処、猪鹿猿近年夥敷徘徊仕、作物をあらし申二付、猪鹿垣并垣内ニ幾所も小垣を仕、毎夜猪鹿追仕候貴大分也事ニ御座候、其上山畑之儀ハ、こやし修理等二以之外手間掛り、平地とハ客別費多御座候、(正徳六年(一七一六)「吉野郡古藏人四十一ヶ村嘆願書控」、  
「川上村史料編 上」九一〜九四頁)

秋山でもこれとほぼ同時期の文書に、

深山之義にて御座候へば、田地一円無御座候、尤、焼野畑仕、粟・稗・大豆・小豆・荳等少々作り申候へ共、渡世に罷成候程之儀にて無御座候、<sup>(とち)</sup>羽之実等第一之食事に仕候

と書き上げられている(島田四七六)。冒頭の部分などは、共通のテキストを参照したかのような類似ぶりである。

山地に平地型の生活類型を持ち込んで暮らすとすれば、当然ながら悪条件に苛まれることになる。傾斜地で水田は開けず、森林に覆われて耕地への日当たりは悪く、日照時間は短く、生産性は悪い。上り下りをする地形で重労働となり、米を主食とはできないままに体力は激しく消耗する。生活文化体系が異なるので、実際には山地で平地的な生活をするわけではないが、少なくとも平地人の思い描く山地生活の劣悪さは、右のような想像を可能とする。しばしば共通するのは、耕地が水田でなく畑または畠であること、雑穀を主に栽培していること、山崩れや地震の被害が大きいこと、野生動物による被害が大きいこと、農業が困難な

ためやむを得ず林業や木工等で糊口を凌いでいること、しかしその収入はわずかで生活が困窮していること、などである。こうした悪条件を並べ立てる上申書や願書の類は、平地人の想像を逆手に取ったともいえる文章である。類似の文章が各地に残されているということは、山地集落における生活文化に、小異を超えるある共通性があったことを示唆している。山地の生活文化は多様でありながら、平地に対してはまたある種の共通性を有していたのである。それは生活文化体系の相違を逆手にとった言説とも言えるものであった。

#### ④ 根幹的志向としての「自律」

##### (一) 依存と自律と

確かに箕作村の名主は秋山救済の意志は持っているものの、秋山の生活文化に対する理解は必ずしも十分とはいえない面があった。また秋山住民には、名主が手を差し伸べても、容易にはそれに従おうとしない面があった。両者の間の齟齬はどこから生じるものなのであるか。これまでの考察によって、生活文化体系やその認識についての差異に、一つの重大な答えがあることが明らかになった。ただ、唯一の解答をそこに求めるだけでは未だ充分ではない。名主や領主からの援助に応じている場合もあるからである。援助に応じたり拒絶したりと、秋山住民は一貫しない態度をとっているようにも見受けられる。ここにまだ別の要因は隠されていないだろうか。もう少し両者の関係について考察を進めてみたい。

享保七年（一七二二）、秋山は飢饉となり、領主から金六兩余の貸渡しを受けた。翌年より三年間で返済の予定であったが、翌年も霜害により「大悪作」となったため、返納の延期を申請している（島田八六四）。

ここで領主との間を取り持つて借入金受給を計らい、さらに返納延期を願ひ出ているのは、ともに箕作村の名主であった。また延享元年（一七四四）、秋山の小赤沢で権之助家など三軒が焼ける火災があり、これについて名主三左衛門は合力のため秋山から来た者に「こぬか」四斗五升を渡しやった。同年には、秋山から太左衛門・長助がやってきて年賦金の日延べを依頼され、三左衛門は願いのとおり聞き届けている。このうち長助は三〇〇文を返済金として持参していたが、これも受け取らず秋まで日延べを許している。さらに同年、秋山に稗を貸した記載もあり、また秋山から背負い出してきたサワラの樹皮三枚を「こぬか」に換えてやったりもしている（島田一五五一）。あるいは天保八年（一八三七）の飢饉に際しては、箕作村全村が公的援助の対象になったが、秋山の四集落七七軒に対しても、一軒当たり「粉のか（ぬか）」五升・塩一升ずつを配給した記録がある（島田八三八）

これらはたまたま断片的な日記や文書の中に現れた事例であるが、おそらく実際には、より多く名主の支援を受ける場合があったものと考えられる。則ち、秋山住民は必ずしも名主との関係を拒絶したり、頑迷に援助を受け付けなかったりしているわけではないのである。ある場合には困窮を救おうとする名主の意志に対してこれを受け入れ、またある場合にはこれを拒否することもあった。名主をして「偏屈」と言わしめた理由はこのあたりにもあると考えられるが、この一貫しない対応はどこに発するものであろうか。

まず冒頭の名主による秋山救済策に関して検討してみると、秋山住民が領じようとしなかったのは、生活スタイルそのものを変えようとする動きに対してであることがわかる。他地域への移住はもとより、平地に下つての奉公を生計の主とすることも嫌っている。名主は山林を伐り開かせて常島を広げさせようと考えているが、おそらくはこれも秋山の住民には受け入れがたい考え方であろう。一方、拒絶していない援助は、

一時的な食料や資金の援助であり、生活文化体系の改変を伴わないものであった。

ここにはたらく原理を考えた場合、根本的で長期的なものか、緊急で一時的なものかの違いということもできるが、別のより深いレベルで捉え直すこともできるのではないか。それは則ち、究極的には、自らが望んでいるかいないかの問題であろうと考えられる。どんなに外から合理的に見えても、自らが望んでいない変革を押しつけられることに対しては強い拒絶を見せる。いいかえれば、自律的な判断として望む援助は受け入れられるが、押しつけの支援には従わないということになる。自律性が確保できるかどうかカギとなっているのである。当事者としての自己決定の論理と言い換えることもできる。この判断の上に立って、一時的な援助は自らが望むものである故にこれを要請し、あるいは受け入れ、生活文化の改変を伴う支援については望まないものであるために、これを拒絶したと考えることができる。

## (2) 能登国時国村における曾々木の自律性

実は類似の事例を見出したことが過去にもある。能登国鳳至郡時国村の近世初期における例がそれである。秋山とは対照的に海辺の事例で、舞台となるのは日本海に面した曾々木という集落である。曾々木の百姓はもともと製塩と漁業、それに小規模な地廻り廻船で生計を立ててきたと考えられる。ところが近世に入ると、海辺から川を一キロメートルほど遡ったところにある時国村の枝郷として行政的に組み込まれることになった。時国村の本村は時国家という中世以来の有力家が一人で百姓をつとめる村で、同家は、広い田畠を有して農業を経営し、また廻船業を営んだり、鉱山採掘にも手を出そうとするなど、多角的な経営で地元産業センター的な役割を担っていた。<sup>22)</sup> やがて曾々木は時国村の庄屋時国家からさまざまな支援を受けることになる。例えば塩生産のためにあら

かじめ貸し付けられる米(塩手米)が入手できずに、時国家を介して調達を頼んだり、塩年貢の代銀が領主に納められず、時国家の口ききで塩問屋から借金をしたり、時国家の持ち山で製塩燃料となる薪を幾度も伐採し、そのたびに詫状を書いて許してもらったりしている。

このように生活の諸側面で時国家に助けってもらっていたわけであるが、何と寛永七年(一六三〇)になると、曾々木の百姓たちは時国村から分離独立したいと訴え(『奥能登時国家文書一』九〇号文書。以下時国一―九〇と省略)、さらに万治年間にかけて、時国家を相手取り、塩手米を貸し付けて「村を潰そうとした」と主張し、別村にしてほしいと訴えたのである(時国一―一四八・二二二―二二五・二二七)。こののち、訴訟はいくつもの論点を含みながら天和二年(一六八二)頃まで断続的に続けられるが、不可解なことには、この訴訟の係争中にも曾々木の百姓たちは時国家を頼り、借金をしたりしているのである。相手に援助を頼みながら、その相手の支援を「村を潰す企みだ」と訴えるというのはどういうわけか。さまざまな状況から検討してみると、次のようなことがわかってきた。

曾々木側が問題としていたのは、庄屋としての責任と権限を楯に、望むと望まざるとに拘わらず強制的に曾々木の生業に介入し、意に従わせようとする時国家の姿勢であった。曾々木は中世以来時国家とつながりを持ち、必要な時には頼ることもしてきた。時国家は、製塩燃料として欠かせない山を広く所持していただけでなく、製塩作業の元手となる米も多量に有していた。地域にとつてある意味で公的な性格を帯びた家であったといえる。従って、時国家と曾々木とは有機的な関係を築いてきたし、こののちもそうした関係を断絶することはあり得なかった。

しかし、時国家が曾々木にとって必要な存在であることと、時国家の庇護下で過剰な介入を受け、従属を強いられることとは同意ではない。時国家とは村の立地条件も生業類型も生活も異なる、つまり生活文化体

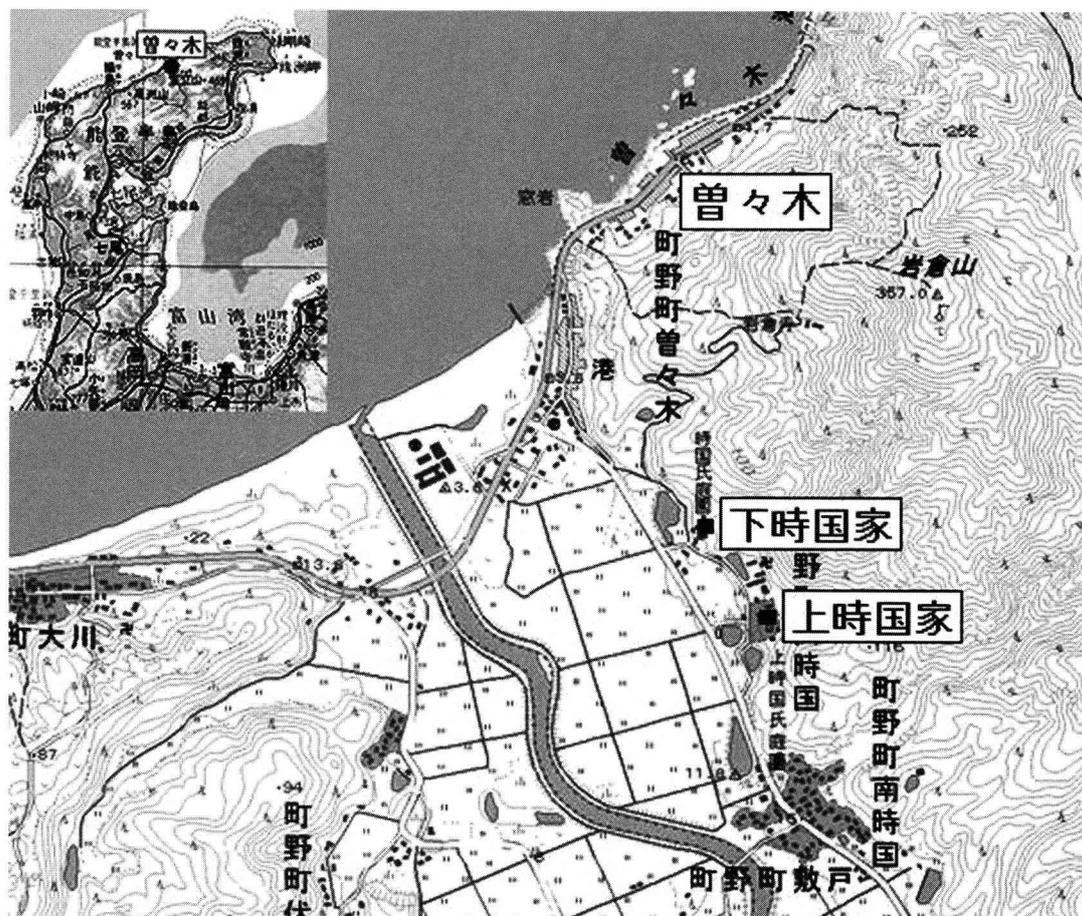


図3 曾々木周辺部

系が異なる曾々木にとって、その独自のあり方を維持するためには、「必要な時には頼るが、望まない介入はしてほしくない」という意志があったのである。頼ることそれ自身が自律的な選択の結果でなくてはならなかった、といってもいい。もちろん頼ることに対して、応分の負担をすることは曾々木側も当然のこととして認めている。要するに、必ずしも「自立」はできないが、自らの進路は「自律」的に選択したいというのが曾々木百姓たちの意志であった。

### (3) 「自立」と「自律」

場所も立地条件も全く異にするが、この曾々木の事例と秋山の事例には、ある共通したものを読み取ることができる。もとより両者とも、他からの援助を全く受けない「自立」は不可能な状況にあった<sup>(23)</sup>。しかしだからといって、洪水や噴火によって集落が埋没するなど消失でもしてしまわない限り、そこでの生活を捨て、あるいは生活の形を大きく変えることは難しかったし、改変する意志も持たなかった。

それは、背後に、長期にわたって蓄積されてきた生活文化の智慧（生活知・生業知）があったためであり、逆に生活のあり方を改変して新たな生活に即した智慧を蓄積していくことが容易ではなかったためと考えられる<sup>(24)</sup>。とりわけ山村は、自然の中に食料や資材を求める度合いが高く、有用な動植物に対する知識やそれらを生かすための身体技能が多く求められる場であったことが指摘できる<sup>(25)</sup>。山地集落が、外部から一方的に貧困・後進といった印象で見られがちであったのは、自然利用を大きな要素とするその生活・生業の全体像が理解しにくかったことに主要な要因があるといつてよからう。そ

れだけ山地では自然との関わりが大きく、逆にそこを離れた生活はしづらかったと考えられる。

従来ともすれば我々は、「自立」の度合いで村の強さを測り、意志決定の根拠と見なしてきた。則ち、「自立」した村は諸事自己決定が可能であり、他に頼りがちな村はその自由を持たず、不納得なまま意志に反した進路を強いられたと。しかしそれでは説明しきれない事例が多いのではない。もちろん常に満足した決定であったかどうかは疑問である。不満足ながら納得しなければならなかった場合も多かったに違いない。しかし満足か不満足かは別の問題として、たとえ不満足であろうと、納得した上での決定と納得も了解もしないまま強いられた事態とは全く事情が異なる。これは貢租の納入など同様の事柄といってもよい。喜んで負担することはなくとも、何らかの形で負担しなければならないものであることは承知した上で自ら支払うのである。<sup>(26)</sup>決して満足＝自立、不満足＝従属ではない。満足・不満足を問わず自律的な判断がなされているかどうか、自立と従属との相違点である。

近世の集落に即していうならば、「自立」しているかどうかではなく、「自律」的な意志によるかどうか、集落の進路決定に際して、むしろより普遍的な重要性を持つのではなからうか。秋山住民が名主に積極的な依存をしたことがあったとしても、それは名主による援助を全て受け入れる根拠とはなりえないのである。与えられた環境を生かし、自らの技能と生活知をもとに自主的に暮らしていく。困窮した折には、自らの意志で頼る先を選び、申し出る。この「自律」こそが集落としての独立の証であり、これを放棄した場合、自らの生活文化体系を改変し、他者の隷属下に入る可能性を容認することになるのである。

## おわりに

もはや冒頭で提起した、なぜ秋山の住民は「頑愚」にも名主の提案に従わず、生活の改善に取り組もうとしなかったのか、の答えは明らかである。

第一に秋山と箕作とは生活文化体系が大きく異なるにもかかわらず、名主が適用しようとした生活改善策は、平地型の生活・生業類型をそのまま秋山に敷衍しようとするものであったからである。そして第二には、援助を求めるか否か、支援を受け入れるか否かは、あくまで住民の自律的な意志に委ねられるものであり、どれほど善意に発するものであろうとも、それに従うか否かは住民の意思に拠ったからである。そして実際に名主の提案は秋山における生活文化体系を大きく改変するものであり、住民にとっては受け入れがたい内容であった。名主からすれば、平地型の生活を営めるようになることは則ち秋山住民にとって幸福であり、また住民もそう望んでいると理解していたであろう。そのための提案を拒否し、従来の生活にこだわることは名主には理解できず、「頑愚」としか言い表しようのない不合理な態度と映ったのである。

しかし、平地民から見ると秋山の生活と、実際に住民の抱く感覚には実際に大きな開きがあった。鈴木牧之が「蝦夷人のごとき」と考えていた秋山びとの生活について、小赤沢のある老人は次のような言葉で述べている。「己は七十五になれども山持が好きで、毎日々々夜明けより日が暮れねば内へ戻らず」(六六頁)。この部分は、前後の文脈から考えて、牧之の作り話と考えることはできない。実際に老人が語ったことであろう。外から見れば、過酷な労働に苛まれ、禽獣に等しい非文化的な生活をしていると捉えられる山地労働であるが、当事者の老人には全く異なった感覚で認識されていたのである。もちろん労働の厳しさは想像を

絶するものがあつたであろう。それは近代の秋山の生活を聞き書きした前掲山田亀太郎・ハルエ夫妻による『山と猟師と焼畑の谷』やハルエ氏による『山の女』を一読しただけでも一端を知ることができる<sup>(2)</sup>。しかし二人が労苦とともに味わってきた充実もまた行間から読み取ることができ<sup>(3)</sup>。

多様な立地条件・環境に抱かれた村落を見ていくとき、我々は無意識に自らの生きてきた「常識的」感覚でその性格を捉えようとしていないだろうか。同時代人ですら生活文化の感覚を共有できない中、現代に生きる我々が安易に村々を「農村」と呼び習わすことで覆い隠されてしまう事象は大変に多いのではないかと危惧する。村落の実態を見ていくとき、本来ならばさらに個々の家の生業形態や家内での分業形態にも相応の関心を持って臨むべきかもしれない。同じ集落でも家によって多様な生活が営まれるのも普通のことである。が、文献史料にそこまでの情報を求めることはなかなか困難である。少なくとも生活文化体系への目配りをした上で、不用意な「農村」呼称を慎む必要があるように思う。村落類型をどのように考えていくかは、今後考えていかななくてはならない課題であるが、少なくとも山地には平地と異なる山との接し方・接し方の志向があることは明らかに思ったと思われる。

本稿は山地に生きる人々の環境への関わり方を、生活文化体系という視座から考えていこうとする意図で執筆し始めたものであった。ところが、その過程で、一〇年程前に見出した「自律」の論点と再び出会うことになった。結果的に本稿は「生活文化体系」と「自律」との二つの視座を提起することになったが、その中で、「自律」の問題のもつ普遍的性格が気になつている。中世における「勸農」の問題や、村落・個人々々に関する「自力救済」の概念にも何らかの関係がありそうな気がしている。これらの諸点については、全て今後の課題とするほかない。

## 註

- (1) 「山民」という語は、柳田国男の述べた「山人」ほど特異ではないが、単純に山地の住民の意味ではなく、民俗的なニュアンスを含めて平地民と異なる若干特殊な意味合いで使われることが多いように思われる。
- (2) 網野善彦・石井進「米・百姓・天皇」第五章、大和書房・二〇〇〇年、網野善彦「日本の歴史00巻『日本』とは何か」第四章、講談社・二〇〇〇年など。
- (3) 例えば内山節・竹内静子「往復書簡 思想としての労働」(農山漁村文化協会・一九九七年)、二一九～二二〇頁などに、他分野からの指摘がある。
- (4) 渡辺兵力「山村対策の基調」山村振興調査会編『山村の変貌と開発』(ミネルヴァ書房・一九八一年)、柳田国男「山立と山臥」『定本柳田国男集 三二巻』(筑摩書房・一九七〇年)、関和彦「山村と漁村」『日本村落史講座2 景観Ⅰ』(雄山閣出版・一九九〇年) など。
- (5) 歴史地理学の米家は、山村を含む村落類型型の成立を歴史的条件下で捉える試みを展開している。それによれば、近世においてすでに、現代の「農山漁村」といった捉え方につながる「里方」「山方」「浦方」という区分が見られ、それは支配役人による在方把握の必要から生まれてきたものとしている。「地方書にみる近世の村落類型観—里方・山方・浦方—」中・近世山村の景観と構造(校倉書房・二〇〇二年) 第七章。
- (6) 文献史学の分野で「山村」をタイトルに冠した研究書はほとんどない。古島俊雄編『山村の構造』(日本評論社・一九四九年) が著名であるが、その内容が本来的な山村の問題とずれていることは、拙稿「文献史学と山村研究」『日本史学集録』一九(一九九六年)で指摘した。近年では笹本正治「山に生きる—山村史の多様性を求めて—」がタイトルに「山村」を挙げている。
- (7) 筆者はこれまで山地社会への関心から、いくつかの論考を発表してきた。「文献史学と山村研究」『日本史学集録』一九・一九九六年、「山村の潜在的経済力—甲州・野州の史料から—」『中央大学山村研究会報告集』Ⅷ・一九九九年、「ヤマから歴史を考える」『長野県民俗の会会報』二四・二〇〇一年、「山地の資源とその掌握」笹本正治他編『定本武田信玄』高志書院・二〇〇二年、「山地土豪の中近世移行期」『山梨県史研究』一一・二〇〇三年、「山の世界と山野争論」峰岸純夫編『日本中世史の再発見』吉川弘文館・二〇〇三年。
- (8) 本稿では、近世の行政上の単位を「村」、個別の自然集落を「集落」、自然集落一般を指すときには「村落」と呼ぶことにする。
- (9) 秋山の歴史に関する著作としては、市川健夫『秘境秋山郷 平家の谷』令文社、一九八二年、『栄村史 堺編』栄村、一九六四年などがある。

- (10) この間の事情については、赤澤計真「近世秋山郷の銅山経営」『新潟史学』四二・一九九九年。但し、赤澤が享保三年以降にも銅山を経営していたとするのは誤りで、それは材木等に関する人足である。
- (11) 市村威人「南信濃の山村におけるくれ木経済」『市村威人全集 八』（下伊那教育会・一九八〇年）。
- (12) 所三男「近世林業史の研究」吉川弘文館・一九八〇年。
- (13) 田口洋美「クマ狼の谷―信濃秋山郷の狩りと暮らし」『マタギを追う旅―ブナ林の狩りと生活―』慶友社・一九九九年。
- (14) 拙稿「凍結された地名発音」『別冊歴史読本 八一 地名を歩く』、新人物往來社・二〇〇四年三月。
- (15) 福田「ムラの領域」『日本村落の民俗的構造』弘文堂・一九八二年。
- (16) 山田亀太郎・ハルエ述、志村俊司編『山と猟師と焼畑の谷』白日社・一九八三年。
- (17) 矢島は在任中に秋山救済法を具体的に立案しようとしたようだが、文政八年四月に転任が決まってしまった。そこで矢島は金三両を秋山に下し、一両につき一月銀一匁の利足で希望者に貸し付け、年三十六匁の利金のうち三〇匁を秋山年貢の一部として使い、残り六匁は世話役の筆紙代とするようにと、具体的な指示を出している（島田一四九）。
- (18) 拙稿「山地主豪の中近世移行期」『山梨県史研究』一一、二〇〇三年。
- (19) 拙稿「山村地域の歴史をさぐる―早川町内の古文書調査から―」『中央大学山村研究会報告集』一一、二〇〇三年。
- (20) 米家前掲註5書、第六章第二節。
- (21) 拙稿「奥能登時国家にみる別各村問題」『古文書研究』三八、一九九四年。
- (22) 網野善彦『海から見た日本史像』河合文化教育研究所・一九九四年。
- (23) もっとも考えみれば、近世には「自立」など達成していない集落も多かったであろう。洪水、不作、飢饉といった状況に対して、何らかの形で近隣の有力者や領主にお救いを求め、あるいは公的資金による川除普請を申請し、あるいは食料の給付や貸付を願うことがたびたびに及ぶ集落も決して少数ではなかったはずである。
- (24) ダム建設で水没する山間集落のさまざまな生活知を調査した「山に生かされた日々・新潟県朝日村奥三面の生活誌」は、そうした面の一端を示している。「山に生かされた日々」刊行委員会、一九八四年。
- (25) 知識という点でいえば、山村に生きた一人の女性がつ植物知識で一冊の図鑑ができてしまうほどであったことは、そのことを表している。椎葉クニ子・斎藤政美『おばあさんの植物図鑑』葦書房、一九九五年。
- (26) 現代の障害者問題について、近年「当事者主権」ということが言われているが、これも原則的には同様である。支援を受けなくては生活できないとしても、非障害者が自らの日常で常に自己判断していくのと同様に、最終的に支援を受けるかどうか、あるいはどこまでの支援を受けるかは自律的な判断をすべき事柄だとする考え方である。中西正司・上野千鶴子「当事者主権」岩波新書、二〇〇三年。なお同書については石浜哲士氏のご教示を賜った。
- (27) 山田ハルエ述、志村俊司編『山の女』白日社・一九九二年。
- （中央学院大学法学部、国立歴史民俗博物館共同研究員）  
（二〇〇四年七月一日受理、二〇〇五年一月一五日審査終了）

---

## **Use of the Environment and Villages in Mountainous Regions during the Early Modern Period: The World of Akiyama in Shinano Province**

SHIROUZU Satoshi

In the field of Japanese history there has been a tendency to call villages “noson” (farm villages) without paying sufficient attention to the environments, occupations and ways of life of individual villages. However, there is a major problem with this in that this name based on a simple classification obscures the development of skills and knowledge that make the most of the environment and the features of local lifestyles and society.

In this paper, I focus on the mountain village of Akiyama in Shinano Province and take a fresh look at variations in the perceptions of daily life that arose between landowners who lived on flatland and the inhabitants who lived on the mountains from the perspective of “lifestyle systems”. This entails viewing events and phenomena in the region related to religious beliefs and aspects of life such as food, clothing and shelter as a broad system of life skills, knowledge and beliefs needed to live in the area, and is a useful perspective when investigating the characteristics of individual villages. In this paper I mainly examine the livelihoods of the people of Akiyama. This study has revealed that what the inhabitants desired was lasting use of the environment that was ordinary and small in scale rather than anything industrial and large in scale.

I examine the way that the inhabitants of Akiyama sometimes accepted and sometimes refused assistance from landowners, which is based on a pervasive fundamental concept that is a consciousness of “autonomy”. This consciousness is a major reason for the villagers’ refusal of assistance from landowners, who were not familiar with the “lifestyle system” particular to the mountainous terrain on which the inhabitants lived. There has previously been confusion between “independence” and “autonomy” when understanding the principles of behavior in villages. However, by making a clear distinction between the two it becomes easier to understand the world of “self-help” in pre-modern times.